平成２７年（フ）第６０号
奈良県橿原市新口町９番地の24
破産者　森　　智香
1　決定年月日　平成27年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第２２０３号
北海道江別市見晴台35番地の３
破産者　藤田　賀子
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２０４号
北海道江別市見晴台35番地の３
破産者　藤田　秀幸
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０号
茨城県筑西市乙603番地
破産者　山崎　勝男
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第５９５号
静岡市葵区瀬名中央１丁目５番54号
破産者　中村　朝紀
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９１号
静岡市葵区赤松８―16　医療法人社団博慈会介護老人保健施設こみに、住民票上の住所静岡市葵区千代田５丁目９番26―９号
破産者　松下　文子
法定代理人保佐人　増田　英行
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４８９号
愛知県半田市相賀町１番地の80
破産者　中山さゆり
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６０４号
愛知県春日井市八田町７丁目15番地12
破産者　はなＣＡＦＥこと　安西　　真
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４４４号
神戸市須磨区高倉台８丁目23番14号
破産者　三好　昭宏
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３７号
兵庫県美方郡香美町香住区香住812番地の１
破産者　長谷川成幸
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２６年（フ）第７７５号
広島市東区福田１丁目490番地36
破産者　福田　洋子
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７３号
広島県福山市駅家町大字万能倉397番地
破産者　メガネのツーワン神辺店こと　山崎　八朗
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第６８３号
熊本県上益城郡益城町大字福原2042番地１
破産者　中村　一成
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３９号
北海道室蘭市白鳥台３丁目13番５号
破産者　吉田　一美
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第６５号
相模原市緑区下九沢1533番地１　メゾンド・グランチェスタ105号
破産者　加賀見　淳
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１３１号
長野県千曲市大字土口156番地73
破産者　宮尾　賢悟
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第６６号
山口県宇部市岬町３丁目12番25号
破産者　三宅　孝清
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第１６６号
東京都練馬区大泉町２丁目54番８―204号、開始決定時の住所福井市板垣１丁目102番地５
破産者　畑　知寿美
1　破産債権の届出期間　平成27年10月15日まで
2　一般調査期日　平成27年11月10日午後２時10分
平成27年９月15日
福井地方裁判所民事部破産係